

# 山口県報

平成19年  
4月24日  
(火曜日)

## 目次

規則	一
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (自然保護課)	一
告示	五
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	五
地方卸売市場の廃止の許可(流通企画室)	七
卸売業務の廃止の届出(流通企画室)	七
山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出(流通企画室)	七
保安林予定森林(長門市)(森林整備課)	七
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課)	八
道路の位置の指定(建築指導課)	八
公告	八
県営八代西地区ほ場整備事業(第四換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	八
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	九
基本測量の実施(監理課)	九
選管告示	九
個人演説会等を開催することができる施設	九
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正	九
雑報	一〇
県報の正誤(平成十九年一月十二日山口県公告(九))	一〇



鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「ホオジロ又は」を削る。

第八条の見出し中「銃猟制限区域」を「特定猟具使用制限区域」に改め、同条中「銃猟制限区域内銃猟承認申請書」を「特定猟具使用制限区域内捕獲等承認申請書」に改める。

第十六条中「第七条第十項」を「第七条第十一項」に、「第十一項」を「第十二項」に改める。

第十七条中「第七条第十二項」を「第七条第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に改める。

第十八条第一項中「第十二条第五項及び第十四条第三項」を「第十二条第六項及び第十四条第四項」に改める。

別記第一号様式の添付書類中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 狩猟免許を申請者(法人にあつては、捕獲等に従事する者)が現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日を記載した書類

別記第一号様式の注3中「銃猟禁止区域、銃猟制限区域」を「特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域」に改める。

別記第五号様式の表及び注5の④中「第1条」を「第2条」に改める。

別記第七号様式中「銃猟制限区域内銃猟承認申請書」を「特定猟具使用制限区域内捕獲等承認申請書」に、「銃猟の」を「特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等の」に

銃猟をしようとする名称	
銃猟をしようとする年月日	年 月 日
銃猟をしようとする目的	

使用しようとする特定猟具の種類	
捕獲等しようとする特定猟具使用制限区域の名称	
捕獲等しようとする年月日	年 月 日
捕獲等しようとする目的	

改める。  
別記第八号様式の表中

網・わな 猟免許	網	わな
-------------	---	----

網猟免許	網
わな猟免許	わな

網・わな猟免許	
網猟免許 わな猟免許	改め、同様式の表中

「 社団法人山口県猟友会 支部  
 上記のとおり相違ありません。  
 年 月 日  
 支部長 ㊟」

同じく、同様式の添付書類を同添付書類2として、同添付書類2の前に次のように加える。

- 1 銃砲所持許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し  
 原記載八号様式の枠2中「3.6センチメートル」を「3センチメートル」に変更。  
 原記載十号様式の枠中

網・わな 猟免許	網	わな
網猟 免許	網	
わな 猟免許	わな	

に改め、同様式の

欄中「 網・わな猟免許 」を

「 網猟免許  
 わな猟免許 ㊟」

「 社団法人山口県猟友会 支部  
 上記のとおり相違ありません。  
 年 月 日  
 支部長 ㊟」

同じく、同様式の添付書類を同添付書類2として、同添付書類2の前に次のように加える。

- 1 銃砲所持許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し  
 原記載十号様式の枠2中「3.6センチメートル」を「3センチメートル」に変更。

原記載十一号様式の枠中

狩猟免許の種類	免許を与えた都道府県知事名	狩猟免許の番号
網・わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許		号

を

狩猟免許の種類 網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	狩猟免許を与えた 都道府県知事名	狩猟免状 の番号
--	---------------------	-------------

ごため、同様式の欄中

網・わな猟免許	網	わな
---------	---	----

を

網猟免許	網	
わな猟免許	わな	

ごため、

所 属 猟 友 会	社団法人 県猟友会 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 支部長	支 部
-----------	---	-----

を

並び、回覧の表中「3.6センチメートル」を「3センチメートル」に改め、  
返送票十一回巻の欄中

網・わな猟免許	網	わな
---------	---	----

を

網猟免許	網	
わな猟免許	わな	

ごため、

所 属 猟 友 会	社団法人 県猟友会 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 支部長	支 部
-----------	---	-----

を

並び、回覧の表中「3.6センチメートル」を「3センチメートル」に改め、  
返送票十一回巻の欄中

網・わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許
---------	---------	---------

を

網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許  
第二種銃猟免許  
に改める。

別記第十四号様式及び別記第十六号様式中「銃猟制限区域内銃猟承認証」を「特定銃  
猟使用制限区域内捕獲等承認証」に改める。  
別記第十七号様式中

販売許可証 銃猟制限区域内銃猟承認証 狩猟免状  
狩猟者登録証 狩猟者記章

販売許可証 特定銃猟使用制限区域内捕獲等承認証  
狩猟免状 狩猟者登録証 狩猟者記章  
に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基  
づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前  
評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年四月二十四日から同年五月十四日まで  
の間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市生活環境部環境保全課において公衆の縦  
覧に供する。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 帝人株式会社  
住 所 大阪市中央区南本町一丁目六番七号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 帝人株式会社岩国事業所  
所在地 岩国市日の出町二番一号

三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	使 用 開 始 年 月 日
七二の二 (六七基)	三・四	平成一九 年五、二五	平成二〇、 二、二九	平成二〇、 四、一
備考 「七二の二イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表 第一第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環 境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設をいう。				連 続 二 四 時 間 時 間 隔 一 日 当 た り の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要 変 動 な し

P H 調 整 槽	油 水 分 離 施 設		調 整 池		種 類	項 目	汚 水		等 の		汚 染 状 態		の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )	
	処理後	処理前	処理後	処理前			通	大	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	浮 遊 物 質 量 ( $mg/l$ )	鉍 油 類 ( $mg/l$ )	室 の 素	燃 料 ( $mg/l$ )	通		大
"	"	"	"	"	七・五	水素イオン濃度 (水素指数)	八・八	九・七	七・六	一・三	一・八	二	二	〇・三	〇・五	四四、六七七・八
"	"	"	"	"	八・八	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	六〇	七〇	七・六	一・三	一・八	二	二	〇・三	〇・五	六四、三九一・九
"	"	"	"	"	八・八	浮遊物質量 ( $mg/l$ )	七〇	一・三	一・八	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二二七
"	"	"	"	"	八・八	鉍油類 ( $mg/l$ )	検出せず	一	二	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二四一
"	"	"	"	"	八・八	室の素 ( $mg/l$ )	六	一・三	一・八	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二二七
"	"	"	"	"	八・八	燃料 ( $mg/l$ )	一・三	一・八	二	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二二七
"	"	"	"	"	八・八	室の素 ( $mg/l$ )	六	一・三	一・八	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二二七
"	"	"	"	"	八・八	燃料 ( $mg/l$ )	一・三	一・八	二	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二二七
"	"	"	"	"	八・八	室の素 ( $mg/l$ )	六	一・三	一・八	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二二七
"	"	"	"	"	八・八	燃料 ( $mg/l$ )	一・三	一・八	二	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二二七
"	"	"	"	"	八・八	室の素 ( $mg/l$ )	六	一・三	一・八	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二二七
"	"	"	"	"	八・八	燃料 ( $mg/l$ )	一・三	一・八	二	二	二	二	二	〇・三	〇・五	二二七

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

P H 調 整 槽	油 水 分 離 施 設	調 整 池	種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 日 当 た り の 間 隔	概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
"	製鉄 鉄筋 コンクリート	製鉄 鉄筋 コンクリート	製鉄 鉄筋 コンクリート	製鉄 鉄筋 コンクリート	六四、六四三	浮上殿	連続	二四時間	変動あり	平成一九、一五	平成二〇、一九	平成二〇、四一

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水		等 の		汚 染 状 態		の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )			
	通	大	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	浮 遊 物 質 量 ( $mg/l$ )	室 の 素 ( $mg/l$ )	燃 料 ( $mg/l$ )	通	大				
七二の二一イ (六七基)	七・五	八・八	六〇	七〇	八	一三	一	二	〇・三	〇・五	二〇六	二二八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	通	最大	最大	八・八
七・六三	通	最大	最大	一三・七
八	通	最大	最大	一三
一	通	最大	最大	〇・三
二	通	最大	最大	〇・五
〇・三	通	最大	最大	四四・六七七・八六四・三九一・九

山口県告示第二百十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

許可番号	開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	廃止許可年月日
水開第二号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協櫛ヶ浜	周南市大字櫛ヶ浜二四の九五	平成一九、一
水開第五八号	"	"	山口県漁協下松地方卸売市場	下松市大字西豊井字山崎屋地先無番地	"

山口県告示第二百十九号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第十条の規定により、次のとおり卸売の業務の廃止の届出があつた。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

許可番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	取扱品目の部類	廃止年月日
水卸第二号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協櫛ヶ浜	周南市大字櫛ヶ浜二四の九五	水産物部	平成一九、一

山口県告示第二百二十号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があつた。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	廃止年月日
水開第九号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協富田共同販売所	周南市温田二丁目五番六号	平成一九、三、三二

登録番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱品目の部類	廃止年月日
水卸第九号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協富田共同販売所	周南市温田二丁目五番六号	水産物部	平成一九、三、三二

山口県告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

水卸第六〇号	"	山口県漁協下松地方卸売市場	下松市大字西豊井字山崎屋地先無番地	"	"
--------	---	---------------	-------------------	---	---

安林を次のように指定する予定である。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所  
長門市油谷伊上字前竹四五、字稗田三五二の一、字下畑東四五三の一から四五三の四まで
- 二 指定の目的  
水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認められた。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
安下庄区域 久津区域		主として船びき網又はかごを使用して営む漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業及び小型定置網漁業以外の漁業	

山口県告示第二百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
大島郡周防大島町大字小松字中ノ木八二四の四及び八二四の一 地先	四・〇～五・〇	四七・〇	二二〇・五二



(二〇四) 県営八代西地区ほ場整備事業（第四換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営八代西地区ほ場整備事業の施行に係る第四換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類  
県営八代西地区ほ場整備事業（第四換地区）換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十九年四月二十五日から同年五月十四日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課



(二〇五) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月二十五日から同年五月十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二〇六) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成十九年四月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで



山口県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催すること

ができる施設は、次のとおりである。

平成十九年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日																
上野	タ	野	コ	ミュ	ニ	ティ	セン	美	祢	市	伊	佐	町	伊	佐	七	五	〇	平	成	一	九	三	三	〇

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

平成十九年四月二十四日印刷  
平成十九年四月二十四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

一〇	ページ	下	段	六	行	四番七号	誤	四〇七	正
----	-----	---	---	---	---	------	---	-----	---

正 誤  
 平成十九年一月十二日山口県公告(九)(大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出)



削る。

「上領地区林業集落センター」	大領町東分一六〇五	削る。
「原地区林業集落センター」	西厚保町原七六〇の一	削る。
「山中生活改善センター」	東厚保町山中一一一七	削る。
「熊の倉地区林業集落センター」	東厚保町川東三〇三の一	削る。
「保々地区林業集落センター」	豊田前町保々三三八	削る。
「平国木地区林業集落センター」	於福町下四七九の一	削る。
「下村地区林業集落センター」	伊佐町伊佐五五四七の一	削る。

を